

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

ページ

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(社会福祉課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	(共同企画社会推進課)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	()	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	()	六
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	()	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	()	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	六
○道路の区域変更	(道路課)	七
○道路の供用開始(二件)	()	七
○河川予定地の指定	(河川課)	七
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	()	八
○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	(住宅課)	八
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	二〇
○証票の無効	(選挙管理委員会)	二〇

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中、「面接相談受付簿兼記録票」を「面接相談記録票」に改める。

様式第一号(その七)中

「
宛
調
方
針
」

を

「
機
助
方
針
」

に、「
ケースの処遇方針
」を「
ケースの援助方針
」に改める。

様式第五号を次のように改める。

面接相談記録票

面接年月日	年	月	日	面接者	整理番号
	氏名(年齢)				
要保護者	世帯構成				
来訪者	氏名	住所			
	要保護者との続柄		電話番号		
相談回数	初回・()回目(前回来所年月日 年 月 日)				
保護歴の有無	無・有()年 月 日 ~ 年 月 日)				
来訪目的 (相談の内容)					
来訪者への 助言内容					
急迫状態の 断	預貯金・現金等の保有状況		有()	円)・	無
	電気	停止中・使用中(滞納額:		円)・	滞納無
		停止中・使用中(滞納額:		円)・	滞納無
	水道	停止中・使用中(滞納額:		円)・	滞納無
国民健康保険等の滞納状況		有(滞納額:	円)・	無	
制度の説明	実施(保護のしおり等: 配布・未配布)・未実施				
申請意思	有・無				
申請書の配布	有・無				
面接結果	申請受理		有・無		
	相談のみ(理由)				
供覧・決裁	部長	次長	班長	副班長	面接者氏名
					印

様式第16号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様
宮城県 保健福祉事務所長
保護開始（変更）決定通知書

生活保護法によるあなたの保護を次のとおり したので通知します。

- 1 開始（変更）日
- 2 開始（変更）理由
- 3 保護費の算出

生活扶助費 (加算額等場)	変 更 前 扶 助 費	月			翌月以降 扶 助 費
		保護基準	収入認定額	扶助決定額	
生活扶助費					
(加算額等場)					
住宅扶助費					
教育扶助費					
その他扶助費					
合 計					

その他扶助費の次額(再掲)

収入認定額の内訳(再掲)						費 用 金 額	
区 分	収 入 額	基礎控除額	その他控除額	特別控除額	収入認定額		
稼 働 収 入							
非稼働収入							
合 計						計	

4 この決定による保護支給費

月	扶助決定額	代理納付額	施設直接払額	過払金充当額	既 支 給 額	差引支給額	本人支払額
						=	

5 備考

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることを怠らざる。この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の判決を確定後に、審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の判決を確定することなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができる。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して90日を経過しても判決がないとき
- (2) 決定、決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を確定しないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十六号の二及び様式第十七号中「審査請求をした日から」を「審査請求をした日の翌日から起算して」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年三月二十五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり・ACT・いしのまき

一 代表者の氏名 飯田 司

二 主たる事務所の所在地 石巻市三ツ股三丁目六番七十三号

三 定款に記載された目的 この法人は、石巻地域の人的・物的な地域内資源の掘り起こしと、その資源の有効活用を通じ、未来世代のための持続可能なまちづくりを企画・実践することと、社会貢献に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年一月三十一日

○宮城県告示第百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 マイホームとしくん家

一 代表者の氏名 清水 公子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区小松島二丁目二十六番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、知的障害等を有する人及びその家族を支援するためのケアホームの設立・運営を行い、心身の健康保持、日常の生活支援として利用者ひとりひとりにあった支援を行いその人らしい安定した生活

七、日々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日
平成二十三年二月四日

〇宮城県告示第百三十六号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十三年二月二十五日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四六五五九〇一三二	事業所の名称及び所在地 ありがとぅ 仙台市泉区将監十二丁目十一番九号	事業者の名称又は氏名 合同会社ありがとぅ	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七〇七〇七四一	増田ヘルパー・ケアプランセンター 名取市増田一丁目十番三号	株式会社高齢住宅整備会	平成二十三年一月一日
〇四七一四〇〇五九八	合同会社光る訪問介護ステーション 東松島市大曲字筒場五十九番地十二	合同会社光る訪問介護ステーション	平成二十三年一月十五日
〇四七五三〇一七二七	介護24 仙台市若林区六丁の目中町四番四十号	合同会社はくとふるコミュニケーション	平成二十三年一月十五日
〇四七五四〇二二九三	介護ステーション・ハンドベル 仙台市太白区中田七丁目二十一番一号	株式会社ハンドベル	平成二十三年一月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六五五九〇一三三	事業所の名称及び所在地 ほし外科・訪問看護ステーション 仙台市泉区南光台南三丁目四番五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団星世会	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四六五五九〇一三一	ありがとぅ 仙台市泉区将監十二丁目十一番九号	合同会社ありがとぅ	平成二十三年一月一日

三 通所介護

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七三二〇〇八一六	事業所の名称及び所在地 デイサービスほほえみ 遠田郡美里町小町井十三番地二	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人 aseason	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七二六〇〇六六七	郷音の杜デイサービス 宮城郡松島町桜戸字欠ノ下五番地二十一	株式会社Ashly	平成二十三年一月十五日
〇四七二六〇〇六七五	デイサービスパンビの里 宮城郡利府町加瀬字新前谷地五十七番地一	株式会社Ecolife	平成二十三年一月十五日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三三七一	事業所の名称及び所在地 パナソニックエイジフリー 介護センター 仙台市青葉区五橋一丁目七番四号オリベハイツ一〇六号室	事業者の名称又は氏名 日建リース工業株式会社	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七五二〇三三八九	かがやき宮城 仙台市青葉区中央三丁目三番三号	日建リース工業株式会社	平成二十三年一月一日
〇四七五三〇〇五九六	マイムケアセンター 仙台市若林区かすみ町一番地二二二号	有限会社オーバード	平成二十三年一月十五日
〇四七五三〇一七三五	株式会社KDS 仙台市若林区土樋二百五十番地ニユーメゾン土樋	株式会社KDS	平成二十三年一月十五日

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三三七一	事業所の名称及び所在地 パナソニックエイジフリー 介護センター 仙台市青葉区五橋一丁目七番四号オリベハイツ一〇六号室	事業者の名称又は氏名 日建リース工業株式会社	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七五二〇三三八九	かがやき宮城 仙台市青葉区中央三丁目三番三号	日建リース工業株式会社	平成二十三年一月一日
〇四七五三〇〇五九六	マイムケアセンター 仙台市若林区かすみ町一番地二二二号	有限会社オーバード	平成二十三年一月十五日

〇四七五三〇一七三五	株式会社KDS 仙台市若林区土樋二百五十四番地ニユーメゾン土樋	株式会社KDS	平成二十三年一月十五日
------------	------------------------------------	---------	-------------

○宮城県告示第三百三十七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
 平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇八五五	事業所の名称及び所在地 居宅支援介護事業所原つば黒川郡大和町松坂平二丁目五番一―号	事業者の名称 株式会社フィールド	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七五二〇二一九八	株式会社はな 仙台市宮城野区福田町二丁目一番六号	株式会社はな	平成二十三年一月一日

○宮城県告示第三百三十八号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
 平成二十三年二月二十五日

一 介護予防訪問介護
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四六五五九〇一三一	事業所の名称及び所在地 ありがとう 仙台市泉区将監十二丁目十一番九号	事業者の名称又は氏名 合同会社ありがとう	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七〇七〇〇七四一	増田ヘルパー・ケアプランセンター 名取市増田一丁目十番二―号	株式会社高齢住宅整備会	平成二十三年一月一日
〇四七一四〇〇五九八	合同会社光る訪問介護ステーション 東松島市大曲字筒場五十九番地十二	合同会社光る訪問介護ステーション	平成二十三年一月十五日
〇四七五三〇一七二七	介護24仙台 仙台市若林区六丁の目中町四番四十号	合同会社はーとふるコミュニケーション	平成二十三年一月十五日

〇四七五四〇二二九三	介護ステーション・ハンドベル 仙台市太白区中田七丁目二十一番一―号	株式会社ハンドベル	平成二十三年一月十五日
------------	--------------------------------------	-----------	-------------

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六五五九〇一三三	事業所の名称及び所在地 ほし外科・訪問看護ステーション 仙台市泉区南光台南三丁目四番五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団星世会	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四六五五九〇一三一	ありがとう 仙台市泉区将監十二丁目十一番九号	合同会社ありがとう	平成二十三年一月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七三二〇〇八一六	事業所の名称及び所在地 デイサービスほほえみ 遠田郡美里町小町井十三番地の二	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人season	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七二六〇〇六七五	デイサービスバンビの里 宮城県利府町加瀬字新前谷地五十七番地一	株式会社Ecolife	平成二十三年一月十五日
〇四七五三〇一四三八	アシスト中倉デイサービス 仙台市若林区中倉二丁目一番八号	株式会社介護アシスト仙台	平成二十三年一月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三二七一	事業所の名称及び所在地 パナソニックエイジフリー 介護チエーン仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七番四号オリベハイツ一〇六号室	事業者の名称又は氏名 日建リース工業株式会社	指定年月日 平成二十三年一月一日
〇四七五二〇三二八九	かがやき宮城 仙台市青葉区中央三丁目三番三号	日建リース工業株式会社	平成二十三年一月一日
〇四七五三〇〇五九六	マイムケアセンター 仙台市若林区かすみ町一番二十二号	有限会社オーバード	平成二十三年一月十五日

〇四七五三〇一七三五	株式会社K D S 仙台市若林区土樋二百五十 四番地二ユーメゾン土樋	株式会社K D S	平成二十三年 一月十五日
------------	--	-----------	-----------------

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五一〇三二七一	事業所の名称及び所在地 パナソニックエイジフリー 介護センター仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七 番四号オリベハイツ二〇六 号室	事業者の名称又は氏名 日建リース工業株式会社	指定年月日 平成二十三年 一月一日
〇四七五一〇三二八九	かがやき宮城 仙台市青葉区中央三丁目三 番三号	日建リース工業株式会社	平成二十三年 一月一日
〇四七五三〇〇五九六	マイムケアセンター 仙台市若林区かすみ町一番 二十二号	有限会社オーバード	平成二十三年 一月十五日
〇四七五三〇一七三五	株式会社K D S 仙台市若林区土樋二百五十 四番地二ユーメゾン土樋	株式会社K D S	平成二十三年 一月十五日

〇宮城県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇五五四	事業所の名称及び所在地 さくら・介護ステーション 気仙沼中央 気仙沼市仲町一丁目五番三 号	事業者の名称又は氏名 有限会社ライフアクト	廃止年月日 平成二十三年 一月三十一日
-------------------------	---	--------------------------	---------------------------

〇宮城県告示第百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十一条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年二月二十五日

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇六三三	事業所の名称及び所在地 笹谷ケアプランセンター 柴田郡川崎町今宿字スト十 五番地三	事業者の名称 株式会社グロウス	廃止年月日 平成二十三年 一月三十一日
〇四七二七〇〇五〇九	医療法人徳洲会富谷訪問看 護介護センター 黒川郡富谷町日吉台三丁目 九番十号パラシオン二一 〇三号室	医療法人徳洲会	平成二十三年 一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇五五四	事業所の名称及び所在地 さくら・介護ステーション 気仙沼中央 気仙沼市仲町一丁目五番三 号	事業者の名称又は氏名 有限会社ライフアクト	廃止年月日 平成二十三年 一月三十一日
-------------------------	---	--------------------------	---------------------------

〇宮城県告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市栗駒（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

変更の区間

多賀城市大代五丁目三六番三地先から
同市大代五丁目三六番三地先まで

変更の 前後	前	一五・八 〃 二四・〇	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	二四・〇 〃 三二・五		
				一八・五

○宮城県告示第百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市大代五丁目三六番三地先から 同市大代五丁目三六番三地先まで	平成二十三年 二月二十五日

○宮城県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	くりこま高原停車場伊豆沼線	栗原市志波姫上戸南一三二番一地先から 同市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一五番二六七地先まで	平成二十三年 二月二十五日

○宮城県告示第百四十六号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地

として指定する。
その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）（図面省略）

一 区間

起点 左岸 登米市迫町新田字下対馬百九十五番地先

右岸 登米市迫町新田字対馬六十三番二地先

終点 左岸 栗原市若柳字川南新砂原二百四十八番地先

右岸 栗原市若柳字川南新砂原二百五十番地先

二 大字

登米市迫町新田及び北方並びに栗原市若柳字川南

○宮城県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・三十七号 岩出山中央線

三 事業施行期間

平成二十三年二月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県大崎市岩出山字東川原町、字東川原及び字下川原町地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四十九号 狐小路尼寺線

三 事業施行期間

平成十六年十二月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百四十九号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。
本則第一号の表を次のように改める。

住宅名	所在地	建設年度	構造	係利便数性	心益係数	近傍同種の住宅家賃
			住戸当たり 積（平方メ ートル）			

県営折立住宅													県営黒松第一住宅						
同													仙台市						
同	同	同	平成八年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和四十四年度	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火造	中層耐
六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六三・四	五六・四	五四・六	四〇・二	三三・六	八六・〇	六七・二	五六・一	三五・三	三五・三	三五・三
〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九二一〇	〇・九二一〇	〇・九七九九	〇・九七九九	〇・九七九九	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四
〇・八八七六	〇・八五五八	〇・七六五二	〇・七三九七	一・〇四四五	〇・九八一六	〇・八九九九	〇・八六四九	〇・八六四九	〇・八三〇八	〇・七三九〇	〇・七二五五	〇・三三八七	〇・二八三三	一・〇八九五	〇・八五二三	〇・七二〇六	〇・二七五七	〇・二六四二	〇・二五八三
一〇二、七〇〇円	九八、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	八五、七〇〇円	一一九、三〇〇円	一一二、四〇〇円	一〇三、八〇〇円	一〇〇、一〇〇円	九九、八〇〇円	九六、一〇〇円	八五、六〇〇円	八三、〇〇〇円	一八、七〇〇円	一七、七〇〇円	八五、〇〇〇円	六六、五〇〇円	五七、一〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、九〇〇円

県営新坂住宅													県営桜ヶ丘住宅							
同													同							
同	同	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和五十一年度	同	同	平成九年度	同	同	同	同
同	同	同	同	火造高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・一	四九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	
〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	
〇・七六五一	〇・六五五七	〇・六三八一	〇・六六二二	〇・四六七三	〇・六四三九	〇・五六二〇	〇・五五七一	〇・五五七一	〇・四五〇六	〇・四五〇六	〇・四四四七	一・〇八四八	〇・九三九一	〇・八九八三	〇・七七四四	一・〇七一九	一・〇四九九	〇・九二八〇	〇・八九三〇	
六四、三〇〇円	五五、一〇〇円	五三、九〇〇円	五一、一〇〇円	四〇、〇〇〇円	六一、九〇〇円	五一、一〇〇円	五五、八〇〇円	五一、八〇〇円	四六、四〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、二〇〇円	一四、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九六、三〇〇円	八三、二〇〇円	一三、三〇〇円	一七、二〇〇円	一〇、八〇〇円	一〇、三〇〇円	

県営広瀬住宅													県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)						
同													同						
同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同
八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二
〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四
〇・九六五三	〇・九二六六	〇・八一六六	〇・七六七二	〇・六四四一	〇・九二六九	〇・九〇〇四	〇・七八八六	〇・七四五五	〇・六二六〇	〇・九一三四	〇・七七七一	〇・六一六九	〇・六八三九	〇・五九七二	〇・五七七七	一・〇一六一	〇・八四二五	〇・八四二五	〇・七七一
七七、三〇〇円	七四、五〇〇円	六五、三〇〇円	六一、一〇〇円	五一、一〇〇円	七五、一〇〇円	七三、四〇〇円	六三、九〇〇円	六、三〇〇円	五〇、八〇〇円	七四、七〇〇円	六三、五〇〇円	五〇、五〇〇円	五六、八〇〇円	五〇、四〇〇円	四八、五〇〇円	八八、五〇〇円	七三、四〇〇円	七三、三〇〇円	六一、六〇〇円

県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)													県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)						
同													同										同						
同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度										
同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同										
五一・五	五〇・四	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六										
〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九六〇四	〇・九六〇四	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二七八										
〇・五八五三	〇・五七七七	〇・一八四七	〇・一七六五	一・〇二六五	〇・八七九一	〇・八五三三	〇・八五三三	〇・八五〇七	〇・八五〇七	〇・八四四二	〇・六八九一	〇・六八二六	〇・六七七四	〇・八一九五	〇・九七八九	〇・九三九七	〇・八三三一	〇・七七八〇	〇・六五三三										
五〇、三〇〇円	五〇、三〇〇円	三三、八〇〇円	三三、一〇〇円	六八、九〇〇円	五八、六〇〇円	五七、二〇〇円	五六、八〇〇円	五七、〇〇〇円	五六、七〇〇円	五六、三〇〇円	四六、二〇〇円	四四、六〇〇円	四四、五〇〇円	六三、五〇〇円	七六、〇〇〇円	七二、六〇〇円	六四、六〇〇円	六〇、七〇〇円	五一、四〇〇円										

県営中倉住宅	県営燕沢住宅				県営岩切住宅			県営蒲生住宅				県営樫の柱住宅							
同	同				同			同				同							
昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同
六 二 ・ 三	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	七 二 ・ 二	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五	七 六 ・ 一	六 七 ・ 三	六 一 ・ 二	五 一 ・ 三	五 〇 ・ 四	七 七 ・ 七	七 五 ・ 三	六 七 ・ 三	六 一 ・ 七	六 一 ・ 二
〇 ・ 九 三 三	〇 ・ 九 一 九	〇 ・ 九 一 九	〇 ・ 九 一 九	〇 ・ 九 一 九	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 八	〇 ・ 九 〇 八	〇 ・ 九 〇 八	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六	〇 ・ 九 八 六
〇 ・ 六 四 七	〇 ・ 七 五 七	〇 ・ 六 六 六	〇 ・ 七 四 六	〇 ・ 六 五 九	〇 ・ 七 〇 三	〇 ・ 六 三 九	〇 ・ 七 六 七	〇 ・ 六 八 六	〇 ・ 六 四 八	〇 ・ 八 六 八	〇 ・ 七 六 八	〇 ・ 六 九 五	〇 ・ 五 八 三	〇 ・ 五 七 七	〇 ・ 八 八 三	〇 ・ 八 五 八	〇 ・ 七 六 八	〇 ・ 七 〇 二	〇 ・ 六 九 五
五〇、四〇〇円	六七、一〇〇円	五九、三〇〇円	六四、一〇〇円	五六、七〇〇円	五七、五〇〇円	五、二〇〇円	六三、六〇〇円	五七、〇〇〇円	五三、五〇〇円	七五、七〇〇円	六七、〇〇〇円	六〇、二〇〇円	五、二〇〇円	五〇、三〇〇円	七六、三〇〇円	七四、九〇〇円	六七、〇〇〇円	五九、六〇〇円	六〇、二〇〇円

県営黒松第三住宅			県営黒松第一住宅				県営太白住宅				県営六丁目東住宅					県営六丁目住宅	県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		
同			同				同				同					同	同		
昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	
三 七 ・ 一	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 九 ・ 三	五 五 ・ 九	八 二 ・ 四	七 九 ・ 九	七 八 ・ 五	六 七 ・ 七	六 五 ・ 二	五 二 ・ 五	六 〇 ・ 七	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二
〇 ・ 九 一 四	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 二	〇 ・ 九 七 三	〇 ・ 九 三 三
〇 ・ 三 一 九	〇 ・ 三 三 五	〇 ・ 三 一 八	〇 ・ 三 三 〇	〇 ・ 三 三 五	〇 ・ 三 一 〇	〇 ・ 三 一 〇	〇 ・ 五 七 八	〇 ・ 五 七 七	〇 ・ 五 七 四	〇 ・ 九 〇 六	〇 ・ 八 七 二	〇 ・ 八 六 三	〇 ・ 七 四 五	〇 ・ 七 一 七	〇 ・ 五 七 六	〇 ・ 六 三 一	〇 ・ 六 四 三	〇 ・ 六 四 三	〇 ・ 六 一 七
二二、八〇〇円	二六、六〇〇円	二四、六〇〇円	二八、二〇〇円	二六、九〇〇円	二六、八〇〇円	二五、九〇〇円	四〇、六〇〇円	三九、三〇〇円	四、〇〇〇円	三八、八〇〇円	七九、六〇〇円	七六、九〇〇円	七七、〇〇〇円	六五、七〇〇円	六三、〇〇〇円	五、三〇〇円	五一、四〇〇円	五一、五〇〇円	五一、一〇〇円

県営将監第一住宅									県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)	県営将監第一住宅										
同									同	同										
同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八・一・七	七・九・九	六・四・三	五・八・二	四・〇・八	四・〇・八	四・〇・八	四・〇・八	四・〇・二	四・〇・二	八・〇・五	七・九・九	七・九・六	七・九・四	六・三・一	五・七・六	四・〇・二	四・〇・二	四・〇・二	四・〇・二	
〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九一四七	〇・九一四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九一四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九一四七	
〇・九四一四	〇・九二二三	〇・七四〇九	〇・六七〇五	〇・四七〇〇	〇・四六五八	〇・四三二二	〇・三五八一	〇・三四六四	〇・四五九二	〇・九三二三	〇・八八六五	〇・九〇九五	〇・七七三〇	〇・七四六七	〇・六八一六	〇・四五九二	〇・四六五〇	〇・四四五九	〇・三四六四	
一〇一、三〇〇円	一〇〇、三〇〇円	七十七、七〇〇円	七十五、七〇〇円	五一、一〇〇円	五〇、一〇〇円	三八、三〇〇円	二四、三〇〇円	一三、〇〇〇円	五二、九〇〇円	一〇五、八〇〇円	八八、〇〇〇円	一〇五、九〇〇円	七一、五〇〇円	九一、八〇〇円	八九、五〇〇円	五二、九〇〇円	五二、九〇〇円	四四、一〇〇円	二四、七〇〇円	

県営加茂第一住宅							県営加茂住宅				県営将監第五住宅				県営将監第四住宅			県営将監第三住宅			
同															同			同			
昭 和 六 十 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐 火 造	火 造 簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同		
六・〇・五	七・二・二	六・四・六	六・〇・五	六・四・六	六・〇・七	六・〇・五	六・八・四	六・〇・一	五・七・〇	六・〇・七	六・一・四	五・七・九	四・四・六	四・三・五	四・三・五	四・四・六	四・四・六	四・三・五	四・三・五		
〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九四七	〇・九四七		
〇・六九一五	〇・七九〇七	〇・七〇七五	〇・六六二六	〇・六八六九	〇・六四五四	〇・六四三三	〇・七二五八	〇・六二八九	〇・五七八三	〇・六四九六	〇・五七八三	〇・五三六〇	〇・四二二九	〇・三八八八	〇・四六七一	〇・四九三三	〇・四九三三	〇・四二二九	〇・三八八八		
五四、五〇〇円	六七、〇〇〇円	六〇、一〇〇円	五六、四〇〇円	五九、一〇〇円	五五、七〇〇円	五五、五〇〇円	五七、九〇〇円	五一、五〇〇円	四六、三〇〇円	六一、二〇〇円	四三、三〇〇円	三九、九〇〇円	三三、七〇〇円	二九、七〇〇円	四三、七〇〇円	四一、五〇〇円	二八、六〇〇円	二九、一〇〇円	二四、五〇〇円		

								県営黒松第四住宅		県営加茂第三住宅		県営七北田住宅				県営虹の丘住宅			
								同		同		同				同			
同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成元年度	同	同	同	昭和三十三年度	同	昭和三十一年度	同	同
同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同
七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六
〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九一八二	〇・九一八二	〇・九一八二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九〇八八	〇・九〇八八
〇・八八七〇	〇・八五〇五	〇・七三五〇	〇・七四九	一・〇〇二五	〇・八三八〇	〇・六九八五	〇・六三五七	〇・八一二一	〇・七二二六	〇・八〇〇九	〇・七〇三七	〇・九五〇八	〇・九三五八	〇・八三五二	〇・七二五六	〇・七六九四	〇・六七六〇	〇・八五二	〇・七三八四
六八、六〇〇円	六五、八〇〇円	五六、八〇〇円	五五、六〇〇円	七六、五〇〇円	六三、五〇〇円	五二、八〇〇円	四八、三〇〇円	六〇、五〇〇円	五四、五〇〇円	五八、八〇〇円	五二、三〇〇円	七八、三〇〇円	七三、五〇〇円	六九、四〇〇円	六〇、五〇〇円	七二、〇〇〇円	六三、三〇〇円	六四、四〇〇円	五七、七〇〇円

										県営松陵住宅										
										同										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同
六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	
〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	
〇・六七二八	〇・六六六八	〇・六六四八	〇・六六〇七	〇・六四三六	〇・六四一五	〇・六三六五	〇・六三四五	〇・五三〇六	〇・五〇八四	一・〇七〇三	〇・九三二六	〇・八八四七	〇・七六四五	〇・七五四〇	一・〇四二八	〇・八七二六	〇・七二六五	〇・六六二	一・〇二九〇	
七五、六〇〇円	七二、九〇〇円	七三、四〇〇円	七四、〇〇〇円	七〇、七〇〇円	六九、八〇〇円	七〇、五〇〇円	七一、〇〇〇円	五八、九〇〇円	五六、七〇〇円	一一〇、三〇〇円	九五、一〇〇円	九一、五〇〇円	七八、三〇〇円	七八、〇〇〇円	一〇四、三〇〇円	八三、三〇〇円	六七、八〇〇円	六四、三〇〇円	七九、六〇〇円	

県営石巻鹿妻住宅				県営石巻水押住宅				県営石巻蛇田住宅												
同				同				石巻市												
昭和三十三年度	同	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	七四・八
〇・九四二七	〇・九四二七	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四七七	〇・九四七七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七
〇・三四四〇	〇・四一〇四	〇・四一〇二	〇・四一三三	〇・三七七七	〇・三三六四	〇・八一四四	〇・七六四四	〇・六八一六	〇・六七五五	〇・六七三四	〇・六六九三	〇・六五〇〇	〇・六四九九	〇・六四四八	〇・六四三七	〇・五三七五	〇・五一五〇	〇・八〇一〇	〇・七五四五	〇・七五四五
二七、四〇〇円	三四、四〇〇円	三四、四〇〇円	三一、六〇〇円	三一、四〇〇円	二九、四〇〇円	九四、二〇〇円	八七、九〇〇円	八、四〇〇円	七八、五〇〇円	七九、一〇〇円	七九、七〇〇円	七六、二〇〇円	七五、二〇〇円	七六、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六三、四〇〇円	六一、一〇〇円	八七、四〇〇円	八一、六〇〇円	八一、六〇〇円

県営石巻西境谷地住宅			県営石巻黄金浜住宅			県営石巻門脇住宅			県営桃生中津山住宅			県営河南鹿又住宅			県営石巻吉野住宅(身体障害者向け住宅)			県営石巻吉野住宅		
同			同			同			同			同			同			同		
同	同	平成四年度	同	平成二年度	同	昭和三十三年度	平成二年度	昭和三十三年度	同	昭和三十八年度	同	昭和三十八年度	同	同	同	昭和三十九年度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同
七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	五五・九
〇・九八〇七	〇・九八〇七	〇・九八〇七	〇・九四五〇	〇・九四五〇	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九六三四	〇・九六三四	〇・九五五二	〇・九五五二	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四一七
〇・七二一〇	〇・六五四	〇・四七七一	〇・六六七	〇・五五〇七	〇・六六七	〇・五四一九	〇・五五五一	〇・五九〇	〇・五四五	〇・四九二	〇・五三七	〇・六三九七	〇・六二〇七	〇・五三七	〇・五三四	〇・四二〇二	〇・五〇九九	〇・四五三三	〇・四二七三	〇・四二七三
四七、〇〇〇円	四六、八〇〇円	三一、五〇〇円	四一、二〇〇円	三六、七〇〇円	五四、二〇〇円	四七、八〇〇円	四四、六〇〇円	四四、三〇〇円	五〇、九〇〇円	四八、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	六五、一〇〇円	六一、四〇〇円	五三、四〇〇円	五一、一〇〇円	四一、九〇〇円	三九、六〇〇円	三五、二〇〇円	三一、四〇〇円	三一、四〇〇円

県営塩釜北浜住宅	県営塩釜庚塚住宅	県営塩釜清水沢住宅														県営石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)	県営石巻渡波住宅				
同	同	塩竈市														同	同				
昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三一・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三		
〇・九三二〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇		
〇・四九三三	〇・四六四七	〇・四四六七	〇・七〇二二	〇・五九八八	〇・五九三三	〇・四七七七	〇・六九一七	〇・五七五二	〇・五六九八	〇・四五四〇	〇・四一八七	〇・三七〇二	〇・二三六四	〇・四二一七	〇・三六四〇	〇・六四六一	〇・五五二	〇・七六九八	〇・六四六一		
三三、八〇〇円	三三、七〇〇円	三三、六〇〇円	六八、八〇〇円	五七、三〇〇円	五六、七〇〇円	四五、三〇〇円	四九、六〇〇円	四、三〇〇円	四〇、九〇〇円	三三、七〇〇円	三一、六〇〇円	二九、四〇〇円	二九、八〇〇円	二八、八〇〇円	二六、三〇〇円	八七、八〇〇円	七五、二〇〇円	一〇四、四〇〇円	八七、八〇〇円		

		県営名取田高住宅				県営白石寿山住宅		県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅			県営塩釜舟入住宅				県営塩釜天満崎住宅		
		名取市				白石市		同		気仙沼市			同				同		
同	平 成 四 年 度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	平 成 元 年 度	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	昭 和 五 十 六 年 度	
同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	木 造	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	
六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三
〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六五	〇・九二六五	〇・九二四八	〇・九二四八	〇・九二三九	〇・九二三九	〇・九二三九	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九二六五	〇・九二六五
〇・六四四五	〇・四九〇二	〇・四三四一	〇・四〇七六	〇・三九七六	〇・三〇一九	〇・三〇一九	〇・四九七八	〇・四八〇四	〇・三六三五	〇・三五一七	〇・三四三〇	〇・六七五〇	〇・六六一	〇・五八二九	〇・五八〇四	〇・五七七九	〇・四八八五	〇・四八七四	〇・四六七七
四九、四〇〇円	三七、七〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、六〇〇円	三〇、九〇〇円	二五、〇〇〇円	一九、三〇〇円	四七、八〇〇円	四六、五〇〇円	二九、四〇〇円	二九、七〇〇円	二八、三〇〇円	六一、五〇〇円	六〇、八〇〇円	五三、一〇〇円	五二、八〇〇円	五二、六〇〇円	四三、九〇〇円	三六、三〇〇円	三四、一〇〇円

県営名取増田住宅			県営名取手倉田第二住宅			県営名取谷津山住宅						県営名取名取が丘四丁目住宅				県営名取飯野坂住宅			
同			同			同						同				同			
平成三年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五六・一	六〇・七	六〇・七	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八
〇・九九三六	〇・九四三六	〇・九四三六	〇・九四三三	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五
〇・五八四三	〇・五六〇二	〇・五五三二	〇・五九二二	〇・八一九五	〇・七七二一	〇・七〇四二	〇・六九四九	〇・六七四三	〇・六七〇二	〇・五九八一	〇・五六七二	〇・八三七七	〇・七四四九	〇・六九五二	〇・五八一九	〇・八一〇〇	〇・七四〇九	〇・七三九〇	〇・六七八〇
三八〇〇〇円	四五三〇〇円	四四四〇〇円	四、五〇〇円	八、三〇〇円	七八一〇〇円	七〇九〇〇円	七一、一〇〇円	六八、四〇〇円	六九三〇〇円	六〇、四〇〇円	五七、八〇〇円	九九一〇〇円	九〇、五〇〇円	八四、六〇〇円	七三、一〇〇円	六二、二〇〇円	五四七〇〇円	五四七〇〇円	五四、五〇〇円

県営多賀城浮島住			県営多賀城中峯元住宅			県営多賀城大代住宅						県営多賀城八幡住宅				県営角田横倉住宅			
同			同			多賀城市						角田市							
昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	五五・三	六八・九	六八・九	六二・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二
〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九〇〇〇	〇・九五五四	〇・九五五四	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三三六	〇・九三三六
〇・三八三三	〇・四七六四	〇・三六六二	〇・七二〇五	〇・五八二八	〇・七四三六	〇・六四七七	〇・五五二一	〇・六四四九	〇・六四四九	〇・五八〇三	〇・五〇一七	〇・二七二九	〇・二二六七	〇・二二八	〇・二〇六八	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三三三	〇・六九九九
二九、一〇〇円	三六、三〇〇円	二八、六〇〇円	四九、一〇〇円	三九、九〇〇円	六七、一〇〇円	五八、七〇〇円	四七、九〇〇円	五七、三〇〇円	五六、六〇〇円	五、〇〇〇円	四四、九〇〇円	一六、六〇〇円	二、〇〇〇円	一、一〇〇円	一〇、三〇〇円	八五、五〇〇円	七五、四〇〇円	五三、五〇〇円	四五、〇〇〇円

	県営岩沼相の原住 宅(身体障害者向 け住宅)		県営岩沼相の原住 宅										県営岩沼亀塚住 宅			宅			
	同		同										岩沼市						
昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 九 ・ 二	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	六 一 ・ 八	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 二	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	五 七 ・ 九	四 六 ・ 五	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	六 六 ・ 七	五 五 ・ 九
〇 ・ 九 六 〇	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 三 八 七	〇 ・ 九 九 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 九 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 九 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 〇 五	〇 ・ 九 四 二 二	〇 ・ 九 四 二 二	〇 ・ 九 四 二 二	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 三 四
〇 ・ 四 五 九 四	〇 ・ 四 二 七 七	〇 ・ 四 二 七 七	〇 ・ 四 九 三 八	〇 ・ 四 八 四 〇	〇 ・ 四 二 七 七	〇 ・ 四 二 七 七	〇 ・ 四 二 九 七	〇 ・ 三 七 八 九	〇 ・ 三 七 八 九	〇 ・ 三 七 一 八	〇 ・ 三 八 七 一	〇 ・ 三 七 七	〇 ・ 三 七 七	〇 ・ 四 一 三 七	〇 ・ 三 三 三	〇 ・ 三 二 八 六	〇 ・ 三 〇 二 八	〇 ・ 五 六 六 六	〇 ・ 四 七 四 九
三 五 八 〇 〇 円	三 四 五 〇 〇 円	三 三 九 〇 〇 円	四 一 六 〇 〇 円	四 七 七 〇 〇 円	三 四 五 〇 〇 円	三 三 九 〇 〇 円	四 一 六 〇 〇 円	三 〇 四 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 円	二 七 一 〇 〇 円	四 三 一 〇 〇 円	二 九 三 〇 〇 円	二 六 六 〇 〇 円	二 六 六 〇 〇 円	二 一 、 四 〇 〇 円	二 〇 五 〇 〇 円	二 〇 九 〇 〇 円	四 一 、 三 〇 〇 円	三 五 七 〇 〇 円

県営築館久住住宅	県営鷺沢柳沢住宅			県営若柳川南第二 住宅	県営築館秋沢住宅	県営若柳川南住宅			県営迫秋洗住宅						県営登米前舟橋住 宅	県営岩沼千貫住宅			
同	同			同	同	栗原市			同						登米市	同			
同	平 成 四 年 度	平 成 三 年 度	平 成 二 年 度	同	平 成 元 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	平 成 七 年 度	同	平 成 七 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	平 成 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同
同	中 層 耐 火 造	同	同	同	木 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	木 造	同	同	同
六 五 ・ 三	五 六 ・ 九	七 一 ・ 六	七 一 ・ 六	六 八 ・ 四	六 七 ・ 二	六 一 ・ 八	七 九 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 〇	六 九 ・ 〇	六 六 ・ 〇	七 八 ・ 三	六 五 ・ 二	六 四 ・ 七	五 一 ・ 六	六 八 ・ 七	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 七 ・ 五
〇 ・ 九 六 九 三	〇 ・ 九 六 九 三	〇 ・ 九 五 四 〇	〇 ・ 九 五 四 〇	〇 ・ 九 二 三	〇 ・ 九 二 三	〇 ・ 九 一 五	〇 ・ 九 八 六 九	〇 ・ 九 八 六 九	〇 ・ 九 八 六 九	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	〇 ・ 九 九 六 一	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇
〇 ・ 五 八 八 三	〇 ・ 五 二 一 六	〇 ・ 五 六 六 三	〇 ・ 五 五 三 三	〇 ・ 四 九 八 四	〇 ・ 四 八 九 六	〇 ・ 四 五 一 四	〇 ・ 七 五 七 二	〇 ・ 六 四 二 八	〇 ・ 五 三 四 〇	〇 ・ 六 六 六 八	〇 ・ 六 三 七 七	〇 ・ 七 二 七 八	〇 ・ 六 〇 六 〇	〇 ・ 六 〇 一 四	〇 ・ 四 七 九 六	〇 ・ 五 六 七 三	〇 ・ 五 八 〇 八	〇 ・ 五 一 〇 三	〇 ・ 五 三 八
四 一 、 九 〇 〇 円	三 六 、 四 〇 〇 円	四 六 、 七 〇 〇 円	四 五 、 二 〇 〇 円	四 七 、 六 〇 〇 円	四 六 、 七 〇 〇 円	三 七 、 一 〇 〇 円	九 五 、 五 〇 〇 円	八 三 、 五 〇 〇 円	七 三 、 〇 〇 〇 円	八 一 、 二 〇 〇 円	七 八 、 五 〇 〇 円	四 七 、 八 〇 〇 円	三 九 、 七 〇 〇 円	三 九 、 七 〇 〇 円	三 一 、 五 〇 〇 円	五 五 、 二 〇 〇 円	四 六 、 一 〇 〇 円	四 〇 、 三 〇 〇 円	四 〇 、 八 〇 〇 円

県営柴田槻木住宅				県営柴田東船岡住宅				県営柴田船迫住宅				県営村田石生住宅				県営大河原結ヶ丘住宅				県営大河原上谷住宅			
同				同				柴田郡柴田町				柴田郡村田町				同				柴田郡大河原町			
同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	同	同	同	平成六年度	昭和三十九年度	同	同	同		
同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同		
六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	〇・九七三	〇・六四三		
〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九七九六	〇・九七九六	〇・九七九六	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・四九三三	〇・四九三三	〇・四九三三	〇・四九三三	〇・六七八一	〇・六七八一	〇・六三三九	〇・六三三九	〇・三三三二	〇・六四三	〇・六四三		
〇・六七三	〇・五七五四	〇・六七三	〇・六一七	〇・六一八	〇・六六九	〇・六六八	〇・四三九七	〇・五八八	〇・四九三二	〇・四九三二	〇・四三三三	〇・四三三三	〇・四三三三	〇・四三三三	〇・六七八一	〇・六七八一	〇・六三三九	〇・六三三九	〇・三三三二	〇・六四三	〇・六四三		
九九、五〇〇円	八五、四〇〇円	九九、九〇〇円	九八、一〇〇円	九五、七〇〇円	五〇、七〇〇円	五〇、三〇〇円	三五、〇〇〇円	四三、一〇〇円	四〇、七〇〇円	四三、六〇〇円	三五、四〇〇円	四八、六〇〇円	四四、六〇〇円	二九、四〇〇円	二九、四〇〇円	二二、四〇〇円	二二、七〇〇円	二九、八〇〇円	七七、八〇〇円	七七、八〇〇円	七七、八〇〇円		

県営七ヶ浜松ヶ浜				県営七ヶ浜遠山住宅				県営巨理下次田住宅				県営丸森神明住宅				県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)				県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)			
同				宮城郡七ヶ浜町				巨理郡巨理町				伊具郡丸森町				同				同			
同	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同		
七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	〇・九八六〇	〇・六七三		
〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・三六三三	〇・九八一六	〇・九八一六	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・九八六〇	〇・七七〇九	〇・六七三		
〇・六八八八	〇・五七三五	〇・五六八二	〇・四五二八	〇・三三二九	〇・五〇七七	〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五四〇三	〇・五二七三	〇・五七五四	〇・四九三四	〇・四九三四	〇・六七三	〇・六七三	〇・四九三四	〇・四九三四	〇・七七〇九	〇・六七三	〇・六七三		
六〇、三〇〇円	五〇、二〇〇円	四九、七〇〇円	三九、六〇〇円	二二、〇〇〇円	四〇、二〇〇円	四一、七〇〇円	三九、〇〇〇円	三三、九〇〇円	三三、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四六、五〇〇円	八五、七〇〇円	七三、〇〇〇円	七三、三〇〇円	九九、九〇〇円	九九、九〇〇円	七三、三〇〇円	七三、三〇〇円	一一四、五〇〇円	九九、九〇〇円	九九、九〇〇円		

宅 県営小牛田峯山住	遠田郡美里町			同	宅 県営浦谷下町裏住	同	宅 県営浦谷中島住	遠田郡浦谷町	同			宅 県営中新田羽場住	同			宅 県営中新田田川住	加美郡加美町	宅 県営大和吉岡南住	黒川郡大和町	同			宅
昭和五十六年度	昭和五十五年度	同	昭和五十三年	平成五年度	昭和六十三年	同	昭和五十六年度	同	平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	同	同	平成三年度		
同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造			
六〇・一	五九・三	五九・三	五五・九	七七・一	六六・四	七・五六	九・二五	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	六四・七	五五・四			
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九四八五	〇・九〇九〇	〇・九〇九〇	〇・九六九六	〇・九六九六	〇・六四四〇	〇・九六九六	〇・九七四二	〇・九七四二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八二			
〇・四五三六	〇・四四〇六	〇・四二六八	〇・四〇三三	〇・六六八六	〇・四八六一	〇・四八七四	〇・四二七五	〇・七六一	〇・七五三	〇・六四〇	〇・六八一	〇・六八〇	〇・五六七五	〇・六四九八	〇・六二五	〇・六八〇三	〇・五八九四	〇・五八三	〇・五八三	〇・四九八五			
四、五〇〇円	三、一六〇〇円	三、四八〇〇円	三、一九〇〇円	一〇三、四〇〇〇円	四四、七〇〇円	四〇、六〇〇円	三五、九〇〇円	二二、九〇〇円	二一、一〇〇円	九五、〇〇〇円	九二、七〇〇円	五四、六〇〇円	五〇、九〇〇円	七四、一〇〇円	七一、六〇〇円	五五、九〇〇円	四八、四〇〇円	四七、八〇〇円	四七、八〇〇円	四、〇〇〇円			

<p>○宮選管告示第十九号</p> <p>公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百条の五の規定により交付した左記の証票</p>		<p>○障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。</p> <p>平成二十三年二月二十五日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>		<p style="text-align: center;">公 告</p> <p>この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>備考 応益係数とは、公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第一条第一項各号に掲げる数値を乗じた数値とする。</p> <p>附 則</p>					
<p>中央薬局</p> <p>かどのわき薬局</p>	<p>医療法人社団やすらぎの里サンクリニックス</p> <p>登米市南方町鴻ノ木一五二・一</p>	<p>石巻市大街道南五・四・四十三</p> <p>角田市角田字扇町十一・十四</p>	<p>平成二十三年一月一日</p> <p>平成二十三年一月一日</p> <p>平成二十三年二月一日</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>八・四六</p> <p>五三・三</p> <p>六・二六</p> <p>七・六六</p> <p>八・四七</p>	<p>〇・九五〇〇</p> <p>〇・九五〇〇</p> <p>〇・九七六一</p> <p>〇・九七六一</p> <p>〇・九七六一</p>	<p>〇・五二二</p> <p>〇・四九〇〇</p> <p>〇・六〇八五</p> <p>〇・六三四</p> <p>〇・七二〇七</p>	<p>四六、六〇〇円</p> <p>六二、二〇〇円</p> <p>七六、二〇〇円</p> <p>七八、三〇〇円</p> <p>九〇、六〇〇円</p>

選挙管理委員会

は、平成二十三年二月十六日以降無効とする。
平成二十三年二月二十五日

記

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤健一

証票番号

㊦ 第三号の〇二二一